

金融リテラシー入門

第7章：「交通事故」

はじめに

すでに「車の購入」の章で車の購入をめぐる意思決定と購入に伴うコスト、さらにリスクについて学んだ。本章では、万一の事故に遭遇した場合を想定し、その損害賠償額の算定を行うことで、保険の重要性を改めて認識するとともに、計算の実務を通じて時間価値という経済概念を体得する。

1. 時間価値

近年は低金利が続いているので銀行に預金をして利子がほとんど期待できないが、預ける資金をPV、利率を*i*とすれば、*n*年後の将来価値FVは一般に以下のようになる。

$$FV = PV (1+i)^n$$

利息は預金をしたり借入をすると発生する、いわば金融機関利用の手数料のような性格である。利息の付け方に、単年度ごとに利息を計算する単利と、元金（元本とも言う）にその年に発生した利息を加えて利息の計算を行う複利による方式がある。

単利の場合には、元の資金に金利を単年度ごとに掛け合わせることで求められる。例えば10万円を0.5%で預けたときの1年後の元利合計は、

$$10 \text{万円} \times (1+0.005) = 100,500 \text{円}$$

2年後には、1年間の受取利息が500円となるので、

$$\begin{aligned} 2 \text{年後の} FV &= 100,000 + 500 + 500 \\ &= 101,000 \text{円} \end{aligned}$$

が元利合計となる。

単利でない限り、預けた資金（元本）に利息が加わり、その全体（元利合計）に翌年の利息が計算されていく。これを複利と呼ぶ。例えば、100万円を定期預金（年利1%）として5年預けるとすると、

$$\begin{aligned} FV &= 1,000,000 \text{円} \times (1+0.01)^5 \\ &= 1,051,000 \text{円} \end{aligned}$$

反対に、将来のある金額（*n*年後のある金額）を現在価値に引き直すには、以下の式となる。

$$PV = FV / (1+i)^n$$

2. 中間利息の考え方

数年後に受け取る100万円の現在価値を考えよう。

$$\begin{aligned} 1 \text{年後の} 100 \text{万円の現在価値 (PV)} \\ &= 1,000,000 / (1+0.05) \\ &= 952,380 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{将来価値(1年後)} &\rightarrow \text{現在価値 } 952,380 \text{円} \\ \text{(2年後)} &\rightarrow \text{同 } 907,029 \text{円} \\ \text{(3年後)} &\rightarrow \text{同 } 863,837 \text{円} \\ \text{(5年後)} &\rightarrow \text{同 } 783,526 \text{円} \\ \text{(10年後)} &\rightarrow \text{同 } 613,913 \text{円} \end{aligned}$$

(つまり、613,913円を年利5%で複利運用すれば、10年後に約100万円になる。)

損害賠償額算定の実務では、給与のように将来の長い期間にわたって受け取るはずだった金額を賠償するにあたり、将来価値から現在価値を算定する計算を行う。これは中間利息の控除と呼ばれる。

テキストの Appendix にある年金現価係数表は、例えば向こう 10 年間、400 万円を受け取るはずだった場合の現在価値を以下のように簡単に計算できるようになっている。(5%と 10 年の交点の数値は 7.7217)

$$\begin{aligned} PV &= 4,000,000 \text{ 円} \times 7.7217 \\ &= 30,886,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

この金額は、10 年かかって受け取る将来価値を現在価値に引き直したものである。なお、実務で年利 5%を使用する理由は、利率に関して互いに取り決めのない時に適用する民事法定利率（民法条）が年利 5%と定めているからである。超低金利が続く現代の社会経済情勢の中で、金利の高さが指摘され、控除額が大きく被害者が受け取る賠償額に影響を与えるため、3%程度に下げる提案が国会で検討されている。

3. 係数表について

2. の計算において年金現価係数表を使用した。本テキストでは、Appendix（付録）に 6 つの係数表を収録している。この 6 種の係数表は複利計算を用意するために、あらかじめ用意されたパーソナルファイナンスに関する早見表である。

先ほどの将来価値 100 万円の現在価値の計算では現価係数表を活用できる。年利 5%の場合、10 年後の 100 万円の現在価値は、

$$100 \text{ 万円} \times 0.6139 = 613,900 \text{ 円}$$

と簡便な計算が可能となる。(係数表の小数値の桁数により若干の数値に誤差はある)

100 万円を年利 5%で運用した時の、10 年後の受け取り額も、終価係数表の数値から 1.6289 を取り出して、

$$100 \text{ 万円} \times 1.6289 = 1,628,900 \text{ 円}$$

と求めることができ便利なツールと言えよ

う。

4. 交通事故と損害賠償

交通事故の損害賠償では治療費、通院交通費、葬儀費用などの積極費用、また、事故に遭わなければ得ることができた利益である給与などの休業補償や逸失利益としての消極損害、さらには事故によって精神的・肉体的な苦痛としての慰謝料がその対象となる。むち打ちなどの後遺症も当然に賠償することになり、万一、家族の働き手を死亡させることになったり、労働能力を失わせてしまう事故を起こせば、その家族の将来にわたる生活費も支払うことになる。

5. 逸失利益

すでに上で述べたように、事故に遭遇したことで失った利益は逸失利益と呼ばれる。治療費、入院費などと異なり実費という性格ではなく、将来にわたり通常の生活を続けていたならば、稼いだ収入などがそれにあたる。一般には死亡事故における逸失利益と後遺傷害事故における逸失利益、さらに休業補償をふくむ。

逸失利益の算定には、現時点での給与や就労可能年数がもとなる。実務では 67 歳を就労可能年数としている。専業主婦など収入を得ていない場合は賃金構造統計から平均賃金を算出の基礎とする。

Work では、被害者を専業主婦としているので、当該年齢の平均賃金をもとに、算出する。

$$305,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = \text{年収 (I)}$$

$\text{逸失利益} = I \times (\text{就労可能年数にあたる年金現価係数})$
(係数表の金利は 5%を選択して該当の年数の欄から係数を読み取ることができる)

6. 慰謝料

慰謝料とは一般に、生命や財産、名誉などが不法に侵害され精神的損害を被った場合に、加害者に請求することのできる損害賠償金を言う。交通事故における慰謝料は、ケガの治療にかかった入院期間や通院日数に応じて自賠責保険による慰謝料の算定基準が決まっている。基準では、実通院日数の2倍と治療機関のいずれかの少ない方に4,200円をかけたものとなる。

例えば治療期間が3か月で、実通院日数が40日の場合は、3か月 \times 40 \times 2 となり、4,200 \times 80=336,000円と算定される。ただし、次の項で見るように障害事故では自賠責の最高支払限度額が120万円となっているので、120万円を超えた場合には、任意保険による算定となる。

あつてはならないことであるが、仮に死亡事故を起こしてしまった場合の被害者遺族への慰謝料は平均的に3,000万円前後とされているようだ。

7. 自賠責

自賠責は自動車損害賠償責任保険の略で、法律で加入が義務付けられた保険である。障害事故は最高支払額が120万円、後遺障害事故では常時介護で最高額4,000万円、死亡事故では3,000万円が補償限度額となっている。次に見るように、事故による損害賠償額は高額化の傾向にあり、自賠責では支払いきれないことが多く、任意保険としての自動車保険にも同時加入することになる。

自賠責は強制保険なので、車両購入時や車検の時に、次の車検までの保険料を一括して支払うことになっている。

8. 損害賠償額の高額化

日本損害保険協会の資料によれば、近年高額賠償を求める判決が増加する傾向にあるという。

認定損害額	年齢	被害態様
3億8,281万円	29歳	後遺障害
3億5,978万円	25歳	後遺障害
3億3,678万円	17歳	後遺障害
3億3,531万円	32歳	後遺障害
3億2,776万円	42歳	後遺障害

なお、店舗や電車に突入、衝突するなどの物損事故でも、1億～3億円の損害額を認定する判決が出ている。

9. 自転車事故の増加

近年、自転車による対人事故も頻発している。2012年には交通事故全体の2割を自転車による事故が占めるほどになった。そのため、2013年6月に公布された改正道路交通法では、自転車の路側帯の通行では、進行左側走行を義務付け、違反者には罰金を科すなど厳しい取り締りがスタートしている。また、人身事故による損害賠償額の認定も9,000万円を超える判決も出るに至り、自転車保険への加入がにわかに注目されるようになった。

自転車には自賠責のような法による強制保険の制度がなく、任意保険に加入するしかないのが実情である。しかし、自分自身のけがなどのためにもぜひ加入したい。この数年の自転車保険の啓発・普及により、2,000円以下の低額な保険料で加入できるものもある。

***Homework 実施についての注意事項**

すでに述べたように自賠責では補償されない部分を任意保険（通常の自動車保険）がカバーしている。

	自賠責	任意保険
対人賠償	○	○
対物賠償	×	○
搭乗者傷害	×	○
人身傷害	×	○
無保険車傷害	×	○

任意保険の保険料は保険会社によって多少の金額差がある。インターネットなどでよく調べて、契約内容を十分に確認した上で契約することが肝腎である。